

第百二回国会 運輸委員會 議 録 第 四 号

昭和六十年二月二十六日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 鹿野 道彦君 久間 章生君

理事 津島 雄二君 理事 小林 恒人君

理事 吉原 米治君 理事 近江巳記夫君

理事 河村 勝君

加藤 六月君 佐藤 文生君

関谷 勝嗣君 田中 直紀君

近岡理一郎君 堀内 光雄君

山村新治郎君 若林 正俊君

兒玉 末男君 関山 信之君

田並 胤明君 梅田 義彦君

中村 正雄君 勝君

辻 第一君

出席國務大臣

運輸 大臣 山下 徳夫君

出席政府委員

運輸省貨物流通 栗林 貞一君

委員外の出席者

運輸委員會調査 荻生 敏一君

室長

委員の異動

二月二十六日

辞任

加藤 六月君

関谷 勝嗣君

田中 直紀君

林 大幹君

堀内 光雄君

梅田 勝君

補欠選任

石原慎太郎君

宇野 宗佑君

海部 俊樹君

倉成 正君

砂田 重民君

松本 善明君

本日の會議に付した案件

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(内閣提出第四一七号)

○三ツ林委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。運輸大臣山下徳夫君。

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

(本号末尾に掲載)

○山下國務大臣 ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本自動車ターミナル株式会社は、民間資金のみによる建設が困難な大都市におけるトラックターミナルの建設を担う特殊法人として、昭和四十年七月に政府の出資を受けて設立されて以来、東京都の市街地の周辺部におけるトラックターミナルの整備及び運営により、トラック輸送の合理化及び道路交通の円滑化に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、既に同社によるトラックターミナルの整備は相当の進捗を見、また、同社の経理状態も安定的に推移する状況となつてまいりましたことから、特殊法人としての同社の設立目的はおおむね達成されたと見られるに至りました。こ

のような経緯にかんがみ、政府といたしましては、近年の行政改革の中で、特殊法人の整理合理化の一環として、昨年、同社を民営移行するとの閣議決定を行つた次第であります。

一方、我が国の物流についても、近年、その小口化、高頻度化、さらには宅配に代表される消費者物流の進展など、大きく変化している状況にあり、同社は、公共性の極めて高いトラックターミナル事業の安定的継続を図りつつ、このような変化に対応して、民間の活力を生かした経済性のより高い、かつ、地域物流施設としての性格を強めた施設経営へと重点を移していくべき時期に来ているものと考えられ、このような観点からも、同社を民営移行することは妥当なものと思われま

以上のような状況を踏まえ、政府といたしましては、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、同社を民営化し、同時に、同社の健全な経営の確保を図るために必要な措置として、政府出資金相当額を同社に対する無利子貸付金に切りかえることとして、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止することといたしております。

第二に、政府は、日本自動車ターミナル株式会社法に基づき所定の手續により資本の減少を行う場合であつて、株式を一定の条件で買入れ消却することとしたときは、これに應ずるものとし、その売買価格相当額は、政府が同社に対し無利子で貸し付けたものとすることといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○三ツ林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五分散会

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律

日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十年法律第七十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政府所有株式の処分)

第二条 政府は、廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法により設立された日本自動車ターミナル株式会社(以下「会社」という。)が次に掲げるところによる資本の減少の決議を得た場合において、会社から政府に対し株式の買取りの申込みがあつたときは、これを受諾するものとする。

一 資本の減少は、株式を任意に買い取つて消却し、発行済株式の総数を減少することにより行うこと。

二 減少すべき発行済株式の数は、政府の所有する株式の数以上とする。

三 株式の買取りは、額面金額により行うこと。

四 株主が、会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、当該株式の売買価格に相当する金額を会社に対し無利子で貸し付けるものであること。

五 前号の規定による貸付金の償還期間及び償還方法は、政令で定めるところによること。

2 前項の規定により政府が会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、その時において、当該株式の売買価格に相当する金額は、政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする。この場合において、会社は政府に当該株式の代金を支払つたものとみなし、政府は会社に当該株式の株券を引き渡すものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項（第一項第五号に定めるものを除く。）は、政令で定める。
（経過措置）

第三条 この法律の施行の日の属する営業年度及び当該営業年度の前営業年度の会社の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書の運輸大臣に対する提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第五条 地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十五号中、「日本自動車ターミナル株式会社」を削る。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う必要な措置として政府の出資金相当額を同社に対する無利子貸付金とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。